

令和 9 年度 保育所等入所のしおり



行 田 市



ページ

行田市内の保育施設・教育施設一覧	3～4
------------------	-----

保育施設へ入所する前の手続き等

★利用できる保育施設★	5
保育所	5
地域型保育事業所	5
認定こども園（保育）	5
★教育・保育給付認定★	6
保育を必要とする事由	6
年齢による保育認定の区分	6
保育必要量	6
★入所手続き★	7
市内保育施設を希望される場合	7
市外の保育施設を希望される場合	8
施設の事前見学	8
利用調整	8
お子様が食物アレルギーをお持ちの場合	9
お子様が障害をお持ちの場合	9
育児休業中の取扱い	9
★申請に必要な書類★	10

保育施設へ入所した後の手続き等

★慣らし保育★	11
★申請・届出が必要な場合（支給認定証の変更など）★	11
手続きに必要な書類	11
★保育の利用時間（標準時間・短時間）★	12
保育必要量の認定基準について	12
★保育料★	13
保育料の無償化	13
保育料の算定（減免する前の保育料算定）方法	13
保育料の切り替え	13
市区町村民税額が変更となった場合	14
延長保育料	14
保育料の軽減	15
行田市の利用者負担額表（保育認定のみ）	16
★実費徴収★	17
副食費の免除	17

教育施設へ入所する前の手続き等

★利用できる教育施設★	18
新制度に移行しない幼稚園	18
新制度に移行した幼稚園	18
認定こども園（教育）	18
★預かり保育★	18
★教育・保育給付認定、施設等利用給付認定★	19
認定の種類	19
保育を必要とする事由	20
★入所手続き★	20
入所締め切り等	20
手続きの流れ	20

教育施設へ入所した後の手続き等

★届出が必要な場合★	21
★保育料★	21
未移行幼稚園の場合	21
新制度に移行した幼稚園・認定こども園の場合	22
★実費徴収★	22
★副食費の補助・免除★	22
未移行幼稚園の場合	22
新制度に移行した幼稚園・認定こども園の場合	22

その他

★子育て支援サービス★	23
一時保育（一時預かり）事業	23
認可外保育施設	23
保育コンシェルジュ	23
病児・病後児保育事業	24
ファミリー・サポート・センター	24
★施設等利用給付認定★	25
支給認定の種類	25
保育を必要とする事由	25
★無償化の範囲★	25

認定区分の確認について	26～27
-------------	-------

行田市内の保育施設・教育施設一覧

★保育施設（保育所・認定こども園）★

施設区分	保育所名	所在地	電話番号	定員	受入可能月齢※1	保 育 時 間			
							短時間	標準時間	最大開所時間※2
私立 保育所	若葉保育園	行田11-10	556-2797	110	4ヵ月より	平 日	8:30～16:30	7:30～18:30	7:30～19:00
						土 曜	8:30～16:30	7:30～17:00	7:30～17:00
私立 保育所	和光保育園	佐間3-20-3	556-2503	90	6ヵ月より	平 日	8:15～16:15	7:15～18:15	7:15～18:15
						土 曜	8:15～15:15	7:15～15:15	7:15～15:15
私立 保育所	白鳩保育園	駒形2-7-7	554-5221	60	6ヵ月より	平 日	8:15～16:15	7:30～18:30※3	7:30～19:00
						土 曜	8:15～16:15	8:00～17:00	8:00～17:00
私立 保育所	ホザナ保育園	荒木1590-1	559-1543	90	3ヵ月より	平 日	8:00～16:00	7:30～18:30※3	7:30～19:00
						土 曜	8:00～16:00	7:30～17:00	7:30～17:00
私立 保育所	太井保育園	棚田町1-58-10	556-5340	90	2ヵ月より	平 日	8:30～16:30	7:00～18:00	7:00～19:00
						土 曜	8:30～16:30	7:00～18:00	7:00～18:00
私立 保育所	小羊チャイルドセンター	若小玉3547-1	556-7753	60	2ヵ月より	平 日	8:30～16:30	7:00～18:00	7:00～19:00
						土 曜	8:30～16:00	7:00～16:00	7:00～16:00
私立 保育所	太田保育園	藤間510-3	559-3644	80	2ヵ月より	平 日	8:00～16:00	7:00～18:00	7:00～19:00
						土 曜	8:00～16:00	8:00～16:00	8:00～16:00
私立 幼保連携型 認定こども園	行田こども園（保育）	荒木4961	557-2943	80	6ヵ月より	平 日	8:15～16:15	7:15～18:15※3	7:15～18:45
						土 曜	8:00～16:00	8:00～16:00	8:00～16:00
私立 保育所	埼玉保育園	埼玉4592-1	559-2433	60	6ヵ月より	平 日	8:30～16:30	7:30～18:30	7:30～19:00
						土 曜	8:30～16:30	7:30～17:30	7:30～17:30
私立 幼稚園型 認定こども園	やごうこども園（保育）	谷郷2-5-1	554-5752	147	6ヵ月より	平 日	8:00～16:00	7:30～18:30	7:30～18:30
						土 曜	8:00～16:00	7:30～17:30	7:30～17:30
私立 幼保連携型 認定こども園	やなぎ幼稚園（保育）	渡柳563-3	559-1001	62	6ヵ月より	平 日	8:15～16:15	7:30～18:30	7:30～18:30
						土 曜	8:30～16:30	8:00～17:00	8:00～17:00
公立 保育所	持田保育園	城西4-3-4	556-5456	90	6ヵ月より	平 日	8:30～16:30	7:30～18:30	7:30～18:30
						土 曜※4	8:30～16:30	7:30～18:30	7:30～18:30
公立 保育所	長野保育園	長野1-34-5	553-3177	90	6ヵ月より	平 日	8:30～16:30	7:30～18:30	7:30～18:30
						土 曜※4	8:30～16:30	7:30～18:30	7:30～18:30
公立 保育所	南河原保育園	南河原851	557-3234	60	6ヵ月より	平 日	8:30～16:30	7:30～18:30	7:30～18:30
						土 曜※4	8:30～16:30	7:30～18:30	7:30～18:30

★保育施設（地域型保育）★

施設区分	保育所名 （事業類型）	所在地	電話番号	定員	受入可能月齢※1	保 育 時 間			
							短時間	標準時間	最大開所時間※2
私立	たけのこ保育室 （小規模保育事業）	門井町2-17-7	553-0378	12	6ヵ月より	平 日	8:00～16:00	8:00～19:00	7:45～19:00
						土 曜	8:00～16:00	8:00～17:00	7:45～17:00
私立	長澤家庭保育室 （家庭的保育事業）	駒形2-11-11	554-2539	3	6ヵ月より	平 日	8:30～16:30	7:30～18:30	7:30～18:30
						土 曜	8:30～16:30	7:30～18:30	7:30～18:30
私立	あゆみ保育園 （家庭的保育事業）	棚田町1-50-1	553-5277	5	2ヵ月より	平 日	8:00～16:00	7:30～18:30	7:30～19:00
						土 曜	8:00～16:00	7:30～17:00	7:30～17:00
私立	こどものみらい保育園 （小規模保育事業）	行田9-25	598-7035	19	6ヵ月より	平 日	8:15～16:15	7:30～18:30	7:30～18:30
						土 曜	行田こども園（保育）との合同保育		

※1 「2ヵ月より」とは、入所希望月の1日時点で誕生日から2ヵ月以上経過している場合のことをいいます。

※2 延長保育を含めた施設の最大開所時間を掲載しています。なお、土曜日については保育時間等が変更になる場合があります。

※3 年齢により保育時間が異なる場合があります。

※4 公立保育所の土曜保育は、合同で実施します。

★教育施設（幼稚園・認定こども園）★

施設 区分	幼稚園名	所在地	電話番号	定員	受入 年齢※ ¹	給食の 有無	幼 児 教 育 時 間 ※ ²	
							通常保育時間	預かり保育時間
私立 未移行 幼稚園	老本幼稚園	旭町16-38	553-2771	520	満3歳 より	有 週 4 日	10:00～14:00	7:30～10:00 14:00～18:30
私立 未移行 幼稚園	行田幼稚園	富士見町2-27-5	554-5169	210	満3歳 より	有 週 4 日	9:00～14:30	7:30～9:00 14:30～18:00
私立 未移行 幼稚園	富士見ヶ丘幼稚園	駒形1-9-7	556-7494	140	満3歳 より	有 週 5 日	10:00～14:00	7:30～10:00 14:00～18:00
私立 未移行 幼稚園	ホザナ幼稚園	本丸11-20	555-2301	100	満3歳 より	有 週 4 日	9:30～14:30	8:00～9:30 14:30～18:00
私立 未移行 幼稚園	まつたけ幼稚園	門井町2-19-9	554-7348	320	満3歳 より	有 週 4 日	10:00～14:00 金曜日10:00～15:00	7:30～10:00 14:00～19:00
私立 幼稚園型 認定 こども園	やごうこども園 (教育)	谷郷2-5-1	554-5752	72	満3歳 より	有 週 5 日	10:00～14:00	7:30～10:00 14:00～18:30
私立 幼保連携型 認定 こども園	やなぎ幼稚園 (教育)	渡柳563-3	559-1001	233	満3歳 より	有 週 5 日	10:00～14:00	7:30～10:00 14:00～18:30 土曜日 8:00～17:00
私立 幼保連携型 認定 こども園	行田こども園 (教育)	荒木4961	557-2943	15	満3歳 より	有 週 5 日	10:00～14:00	7:15～10:00 14:00～18:45

※1 満3歳とは、年度当初は2歳のお子さんが年度途中で誕生日を迎えて3歳となった場合のことをいいます。

※2 預かり保育を利用するには、あらかじめ申請が必要な場合があります。



保育施設へ入所する前の手続き等

保育施設とは、就労などにより家庭での保育が困難な保護者にかわって保育を行う施設です。3ページの保育施設（保育所・認定こども園、地域型保育）が該当します。保育施設を利用するためには、保護者が「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。保育施設の利用を希望する方は、市へ認定申請と利用申請を同時に行ってください。

★利用できる保育施設★

●保育所

0歳～5歳のお子様の保育を行う施設です。

●地域型保育事業所

0歳～2歳のお子様の保育を小規模な環境の中で行う施設です。

地域型保育事業所では、連携施設（幼稚園・保育所・認定こども園）を設定しており、お子様が3歳児クラスに進級する際は、原則として連携施設へ入所できます（連携施設以外の施設を希望する場合には、改めて利用申請が必要です）。

＜地域型保育の分類＞

施設類型	定員	保育内容
家庭的保育	5人以下	家庭的な雰囲気のもとで保育を行います
小規模保育	6人～19人	少人数を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行います
事業所内保育※1	—	会社の保育施設などで、従業員と地域の子どもを一緒に保育を行います
居宅訪問型保育※1	1対1	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います

※1 令和9年度は行田市内に事業所内保育及び居宅訪問型保育はありません。

●認定こども園（保育）

0歳～5歳のお子様が利用でき、教育と保育を一体的に行う施設です。

なお、教育のみを利用する場合は申請方法などが異なりますので、詳しくは18ページ以降「教育施設へ入所する前の手続き等」をご覧ください。

★教育・保育給付認定★

保育施設の利用を希望する方は、市から教育・保育給付認定（保育を必要とする事由や保育認定区分、保育必要量等）を受ける必要があります。

認定申請の受理後、原則３０日以内に保育必要量等を記載した支給認定証を交付します。ただし、４月入所受付時は認定事務が集中し、審査に時間を要するため、行田市では支給認定証の交付は１月下旬ごろを予定しています。

●保育を必要とする事由

提出いただいた保育の必要性を証明する書類に基づき、保育を必要とする事由を認定します。主な事由は次のとおりです。

- ・就労（月６４時間以上の就労が対象）
- ・妊娠・出産（出産前６週間、出産後８週間）
- ・保護者の疾病・障害
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・求職活動（施設の利用開始後、３ヵ月以内の就労が前提）
- ・就学
- ・育児休業取得中に、既に保育施設を利用しているお子様がおり、継続利用が必要であること（既に利用しているお子様の年齢によって、継続利用可能な期間が異なります。）
- ・災害復旧
- ・その他、上記以外で市町村が認める事由

●年齢による保育認定の区分

０～２歳は３号認定、３～５歳は２号認定となります。

３号認定から２号認定の切り替えは誕生日の前日に行います（切り替えには申請等の必要はありません）。なお、保育所等のクラスや保育料は、４月１日現在の認定区分が１年間適用されます。

※認定区分の確認については、２６・２７ページをご覧ください。

●保育必要量

保護者の就労状況等に基づき、どれくらいの保育時間を必要とするかを認定します。

「保育標準時間（保育時間最大１１時間）」と「保育短時間（保育時間最大８時間）」の区分があり、保育の利用可能時間が異なります。

※利用可能時間の詳細は、１２ページをご覧ください。

★入所手続き★

●市内保育施設を希望される場合

事前準備

- 希望する保育所へ必ず申込み前にお子様と一緒に見学に行ってください。
- 入所希望月によって申込書類の配布場所が異なります。

入所希望月	配布場所
令和9年4月	子ども未来課、市内保育施設
令和9年5月以降	子ども未来課

電子申請

- 面談の前に電子申請をお願いします。
電子申請のURLは申込書類に記載しています。

書類確認 面談

- ご家庭の状況や保護者の勤務状況などについて、申請書提出時に子ども未来課にて、市職員が聞き取りをさせていただきます。
※入所を希望されるお子様と一緒に、窓口にお越しください。

入所希望月	提出先	提出期限
令和9年4月	子ども未来課 (窓口)	令和8年10月1日 ～10月21日 ※月～金曜日の8:30～16:30 ※18日(日)の8:30～11:30
令和9年5月 ～令和10年2月		前月10日まで ※10日が休日の場合は翌開庁日 (翌開庁日までの間に日曜日がある 場合は日曜日午前中まで)
令和10年3月		令和10年1月31日

認定

- お子様の年齢や保護者の就労状況等に基づき、教育・保育給付認定を行います。

利用調整 (再調整)

入所保留

- 保留通知書を送付いたします。
(原則、再調整の場合は改めて送付しません。
利用施設が決定次第、入所承諾書を送付します)
- 申請の取り下げがない限り、年度内は3月入所まで再選考を行います。

入所待機

入所承諾

- 入所希望月によって入所承諾通知書の送付時期が異なります。

入所希望月	送付時期
令和9年4月	1月下旬～2月上旬(予定)
令和9年5月以降	入所1週間前

入所準備

- 入所が決定した保育所等へ連絡し、入所説明会の日程などについてご確認ください。また日々の保育に必要な物品の準備をお願いします。

●市外の保育施設を希望される場合

行田市外の保育施設を利用するには、保護者の方から行田市へ認定申請と施設の利用申請を提出いただいた後、行田市から施設の所在市町村へ利用調整の依頼を行います。

各市町村により、利用調整の締切日や受け入れの条件(勤務地、祖父母の居住地等)、必要書類が異なっており、転入予定等希望事由によっては申請方法等も異なります。
必ず事前に施設の所在市町村へお問い合わせの上、各市町村の利用調整の締切日の1週間前までに子ども未来課へ申請してください。

●施設の事前見学

保育所等の選定におきましては、お子様の保育に最適な施設を選定していただくため、施設から保育方針等の説明を受けるとともに、保育環境を確認していただくため、申込前に保護者とお子様での施設見学をお願いしています。原則として、施設見学がお済みでない場合は、入所内定を行えませんので、必ず入所申込前に希望する保育施設へ見学に行ってください。

なお、保育施設によっては、見学日を設けている施設もありますので、事前に施設へ連絡していただきますようお願いいたします。

また、お子様がお持ちのアレルギーや病気、発育についてなど、入所にあたって心配なことがございましたら、見学の際にご相談ください。

●利用調整

保育施設の利用調整時には、ご家庭や就労状況などを考慮し、優先度の高い方から利用施設を決定します。

次の場合は、優先度が高くなります。

- ・ひとり親家庭
- ・生活保護世帯
- ・生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・お子様が障害をお持ちの場合
- ・育児休業明け
- ・兄弟姉妹が同一の保育所などの利用を希望する場合
- ・地域型保育事業所の卒園児童
- ・虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合

また、次の場合は優先度が低くなります。

- ・保護者が求職活動中の場合（保育の認定期間は3ヵ月となります。）
- ・同居者（65歳未満の祖父母）が児童を保育できる場合

●お子様が食物アレルギーをお持ちの場合

食物アレルギーを持つお子様を保育所等でお預かりする場合は、安全な保育を行うために、施設の利用申請時に医師による「生活管理指導表」及び「アレルゲン検査結果表」を提出いただきます。

提出いただいた生活管理指導表は、施設の職員と共有し、献立の作成時などに活用します。

アレルギーの症状によっては、給食の提供ができないため、お弁当の持参をお願いする場合や、保育の受入れができない場合もありますので、ご了承ください。

●お子様が障害をお持ちの場合

疾病や障害を持つお子様を保育所等でお預かりする場合は、安心して安全な保育を行うために、保育士等の追加配置や保育室のレイアウト等を変更する必要があります。そのため、保育施設へ見学に行った際に必ずお子様の状況（どのような補助が必要となるか等）を説明してください。また、お子様の現在の状況を確認するため、医師の診断書等の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

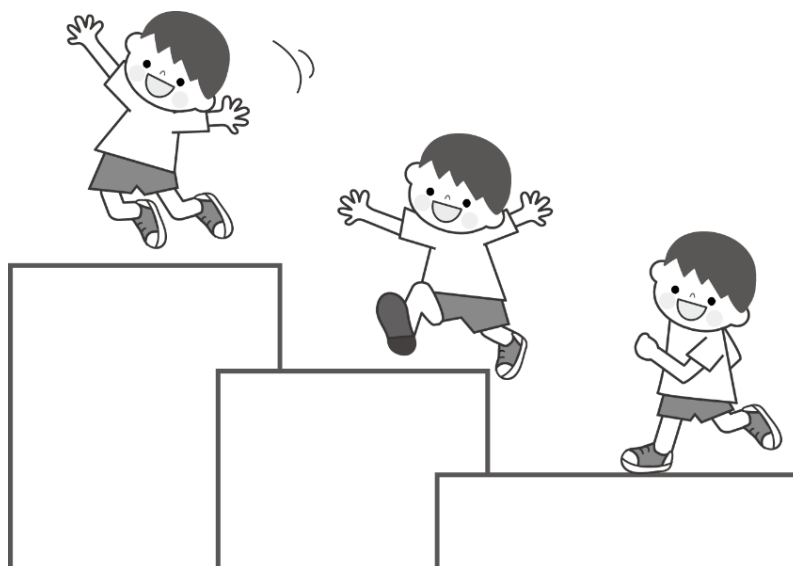
なお、保育所等の状況によっては、保育の受入れができない場合もありますので、ご了承ください。

●育児休業中の取扱い

育児休業取得期間中は、復職日が1日～10日の場合は前月から、復職日が11日以降の場合は当月から入所申請することができます。

- ・例1：5月10日に復職される場合 ⇒ 4月から入所可能
- ・例2：5月11日に復職される場合 ⇒ 5月から入所可能

なお、保育所等へ入所が決定した際に育児休業を短縮して復職する場合には、就労証明書に入所決定月の翌月10日までに復職が可能である旨の記載が必要になります。また、復職後に就労証明書を提出してください。



★申請に必要な書類★

申請書類は、お子様1人につき1枚提出してください。ただし、兄弟姉妹で同時に申請される場合、就労証明書などの証明書類は原本を1部ご提出いただければ、2部以降はコピーでも構いません。なお、提出された書類は返却できません。また、証明書類等は、発行から3ヵ月以内のものに限ります。

全 員 必 要	☐ 支給認定申請書（兼入所申込書）※電子申請の場合紙での提出は不要 ☐ 保育所等入所児童家庭・健康状況表 ※電子申請の場合紙での提出は不要 ☐ 保育所等利用申込に関する確認書及び質問表（両面）★ ☐ 保育施設の見学のときに確認していただきたいこと★ ☐ 保育の必要性を証明する書類 ☐ 就労（予定）されている方 ⇒就労証明書★（月64時間以上勤務している事が必要です） ☐ 母親が出産前後の方 ⇒母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が記載されたページ） ☐ 保護者が学校に在学中、入学予定の方 ⇒在学証明書 または 学生証、時間割等 ☐ 保護者が疾病・障害の方 ⇒申立書★ 及び 障害による手帳等の交付を受けていない場合は保育が困難である旨が記載された診断書（手帳の交付を受けている場合、診断書は不要） ☐ 保護者が祖父母等を介護している方 ⇒申立書★ 及び 介護が必要であることがわかる書類 ☐ 保護者が求職中の方 ⇒ 就労確約書★ ☐ その他 ⇒ 申立書★ ☐ 申請者のマイナンバーカード 又は 申請者のマイナンバー通知カード及び提出者の身元確認書類（運転免許証、旅券等で写真つきのもの） ※面談の際に職員がその場で確認します。
該 当 者 の み 必 要	☐ 市外の保育所等を希望する場合 ⇒ 市外保育所等希望理由申立書 ※その市町村へ転出予定の場合 ⇒ 転出先住居の賃貸契約書、売買契約書などの写し ☐ お子様が食物アレルギーを持っている場合 ⇒ 生活管理指導表★ 及び アレルゲン検査結果表 ☐ お子様が疾病や障がいを持っている場合 ⇒ 医師の意見書★ 又は 診断書 ☐ 65歳未満の同居祖父母がいる場合 （世帯や家屋は別でも、同一住所に居住している場合は同居とみなします） ⇒ 児童を保育できないことの証明書（就労証明書★ など） ☐ 外国籍の場合 ⇒ 在留カードの写し

★は市の指定様式があります。指定様式以外の書類で提出される場合、必要事項が記載されていなければ無効となります。

保育施設へ入所した後の手続き等

★慣らし保育★

お子様は、保育所等ではたくさんのお友達や保育士をはじめとするたくさんの方の中で過ごすこととなり、ご自宅とは大きく異なる環境の中で生活します。

保育所等への入所当初は、こうした環境の変化にお子様が生計レスを感じてしまい、発熱などの身体的な影響がでることがあります。

そこで、各施設では、お子様がスムーズに保育所等での生活になじんでいくことができるよう、入所当初は短い保育時間からスタートしてだんだん長い保育時間に慣らししていく「慣らし保育」の期間を設けています。慣らし保育の時間や期間は、お子様の体調や各施設での状況によって異なりますので、各施設へお問い合わせください。

★申請・届出が必要な場合（支給認定証の変更など）★

次のような場合には申請や届出が必要となりますので、必ず子ども未来課へ申請・届出をお願いします。手続きを忘れると、保育所等の継続利用ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

この内、保育を必要とする事由や保育の必要量などの変更をする場合には、子ども未来課へ支給認定の変更申請が必要となります。支給認定は原則10日までに申請いただければ、翌月1日から適用されます（月途中の変更は行いません）。

- （1）保育施設を退所するとき。
- （2）勤務時間や勤務先など勤務状況が変わったとき。
- （3）保育の利用時間（標準時間認定・短時間認定）を変更したいとき。
- （4）住所を変更したとき。（市内の転居、市外への転出）
- （5）保護者の婚姻や離婚、祖父母と同居や別居など、家族構成が変わったとき。
- （6）育児休業から復職したとき。
- （7）市民税額が変更になったとき。
- （8）その他、保育に関する条件が変更になったとき。

※届出内容によっては、保育料が変更となる場合があります。

●手続きに必要な書類

- ・勤務状況が変更になった場合には、新しい就労証明書
- ・申請者のマイナンバーカード 又は
申請者のマイナンバー通知カード及び提出者の身元確認書類（運転免許証、旅券等で写真つきのもの）
- ・その他（変更内容によって持参いただく書類が異なるため、転居や勤務先変更以外の変更内容の場合は、あらかじめ子ども未来課へお問い合わせください。）

★保育の利用時間（標準時間・短時間）★

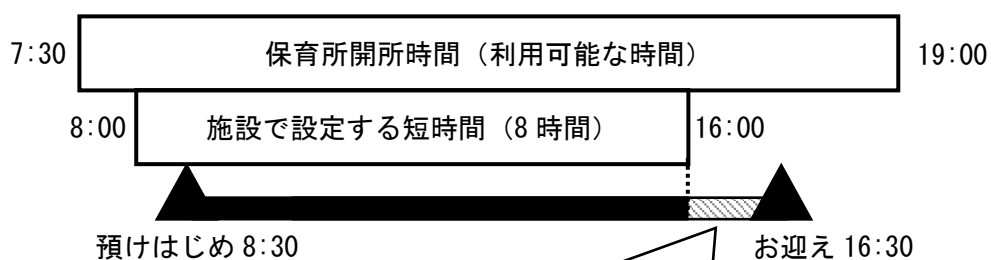
保育の利用可能時間は、認定を受けた保育必要量によって、標準時間・短時間に分かります。それぞれの保育時間は各施設・事業者が定めており、施設によって異なります（3ページ参照）。

保育標準時間認定のお子様は保育標準時間の範囲であれば最大11時間、保育短時間認定のお子様は保育短時間の範囲であれば最大8時間まで追加料金なしでお子様を預けることができます。預けはじめた時間から11時間又は8時間は追加料金なしで子どもを預けることができるということではありませんのでご注意ください（図1を参照）。また、勤務終了後は速やかなお迎えをお願いします。

平日が勤務休業日の場合は、ご家庭での保育をお願いします。なお、土曜日が勤務日で、家庭での保育が行えない場合のみ、土曜日の保育を利用いただけます。

【図1 保育時間と延長保育について】

（例）短時間認定の方が施設で設定する短時間の範囲を超えて預ける場合



預けはじめからお迎えまでの間の時間は8時間ですが、短時間の範囲を超えた16:00～16:30の30分の延長保育料がかかります。

●保育必要量の認定基準について

標準時間と短時間の区分については、下記の基準に基づいて市が認定します。

保育必要量	保育を必要とする事由※1
標準時間	就労（月120時間以上）※2
短時間	就労（月120時間未満）※2 求職活動、育児休業取得中

※1 記載のない事由については、実態を勘案し必要量を認定します。

※2 月の就労時間が120時間に満たない場合でも、送迎に時間を要するなど短時間認定での利用が難しい場合は標準時間で認定することができます。

★保育料★

●保育料の無償化

現在、国の幼児教育・保育の無償化制度により、3歳以上及び3歳未満の住民税非課税世帯の保育料が無償化されています。さらに行田市では、令和6年4月から国に先駆けて所得制限のない3歳未満児の保育料無償化（減免）を実施しています。

●保育料の算定（減免する前の保育料算定）方法

保育料（利用者負担額）は、市区町村民税所得割額（児童の父母の合計額）、支給認定区分（標準時間・短時間）及び当該年度の4月初日の前日の年齢を基に、利用者負担額表により決定しています。なお、児童の父母が非課税であり、直系親族（祖父母等）と同居している場合は、直系親族を家計の主宰者であると判断し、直系親族の税額により決定します（二世帯住宅で電気・ガス・水道等を別に契約している場合など家計が別であると認められる場合は除きます。）。

令和8年1月1日又は令和9年1月1日時点で市外に在住していた場合、住民税情報や生活保護情報等の必要な情報はマイナンバーを使用して確認します。なお、政令市（さいたま市、横浜市等）については、都道府県から市への税源移譲をしていますので、税源移譲前の税率に再計算して保育料を算定します。

『住民税が未申告の方』は、根拠となる税額がわからないため保育料の算定ができません。そのため、根拠となる税額がわかるまでの暫定措置として、最高階層（最高額）で決定しますので、ご了承ください。なお、収入がない場合も、保育料算定のため住民税の申告をお願いいたします。

●保育料の切り替え

保育料の算出根拠となる市区町村民税所得割額は、年1回更新され、9月に保育料の切り替えを行います。

4月～8月分の保育料…前年度（令和8年度）の市区町村民税所得割課税額
（令和7年1月～12月の所得に基づく課税額）

9月～翌3月分の保育料…当年度（令和9年度）の市区町村民税所得割課税額
（令和8年1月～12月の所得に基づく課税額）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（令和8年度）の市民税額で算定 （令和7年1月～12月の所得）					当年度（令和9年度）の市民税額で算定 （令和8年1月～12月の所得）						

算定年度の切り替え

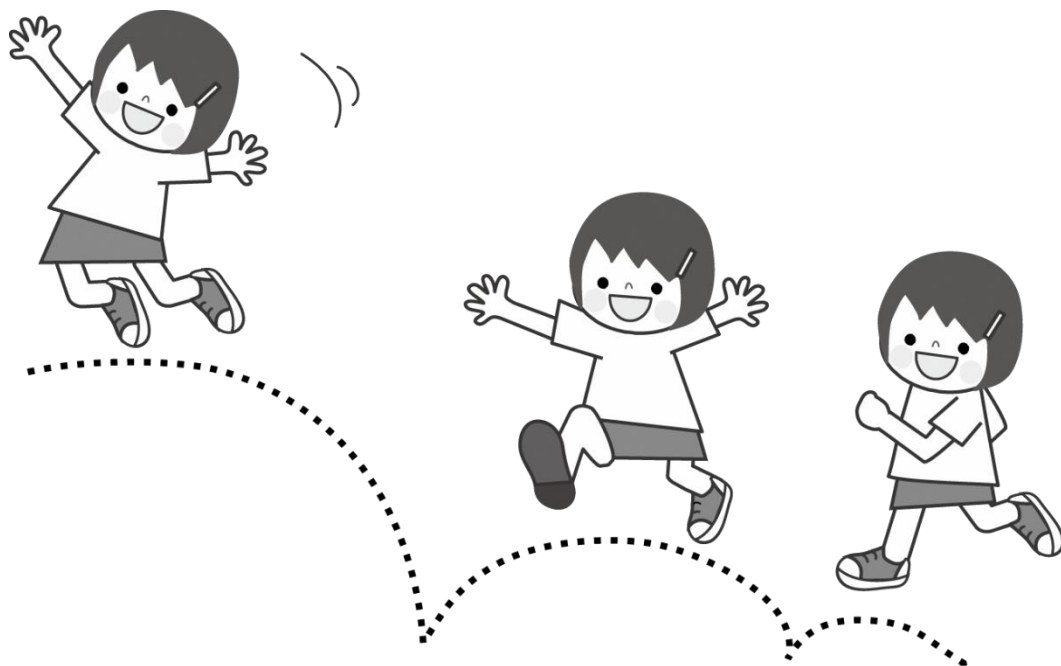
●市区町村民税額が変更となった場合

修正申告等により、市区町村民税所得割課税額が変更になった場合は、現年度分についてのみ保育料の再計算を行います。このような場合には、申告書又は税額の決定通知の写しを持参の上、子ども未来課へお越しください。なお、再計算の結果、保育料に変更がない場合もありますので、ご了承ください。

●延長保育料

保育標準時間及び保育短時間は各施設・事業者が定めており、施設によって異なります。利用時間が認定を受けた必要量（標準時間又は短時間）の範囲を超える場合は、延長保育料金が別途かかります。（12ページ参照）

なお、延長保育料金は園によって異なるので、各園でご確認ください。



●保育料の軽減

保育料の軽減制度は以下のとおりです。該当する項目によって手続きが必要となる場合があります。複数の軽減に該当する場合はいずれかひとつの軽減が適用されます。
※第1子とは、生計を同一にしているお子様を上から数えて1人目のお子様のことをいいます。

①要保護者等の軽減制度

ア 保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が、下記の要保護者等に該当する方で、市町村民税所得割額が77,101円未満の方

【軽減額】 第1子…半額（半額にした金額が9,000円を超える場合は9,000円） 第2子以降…免除

【手続き】 申請書の該当欄に記入

要保護者等

- a.ひとり親（母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの）（離婚調停中を含める）
- b.身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅障害者(児)に限る）
- c.療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害者(児)に限る）
- d.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害者(児)に限る）
- e.特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る）
- f.国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者
- g.その他市町村の長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

②多子世帯の軽減制度

ア 市町村民税所得割額が57,700円未満の方

【軽減額】 第2子…半額 第3子以降…免除

【手続き】 申請書の世帯構成欄に記入

イ 保育所等や幼稚園を利用しているお子様が2人以上いる方

【軽減額】 保育所等や幼稚園を利用しているお子様を上から順に数えて
2人目…半額 3人目以降…免除

【手続き】 申請書の世帯構成欄に記入

ウ 0から2歳児クラスで入所時点に3号認定の方（第3子以降）

【軽減額】 第3子以降…免除

【手続き】 申請書の世帯構成欄に記入

※令和9年度以降の事業の実施については、令和8年9月時点では未定です。

行田市の利用者負担額表（保育認定のみ）

在籍児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)			
階層	定義		3歳未満児		3歳以上児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き、現年度分市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	0	0	0	0
C1		所得割課税額 5,000円未満	9,500	9,300	0	0
C2		5,000円以上 30,000円未満	10,500	10,200	0	0
C3		30,000円以上 48,600円未満	11,500	11,200	0	0
C4		48,600円以上 60,000円未満	15,000	14,700	0	0
C5		60,000円以上 76,000円未満	18,900	18,500	0	0
C6		76,000円以上 97,000円未満	22,800	22,300	0	0
C7		97,000円以上 114,000円未満	26,700	26,100	0	0
C8		114,000円以上 130,000円未満	31,500	30,800	0	0
C9		130,000円以上 169,000円未満	35,700	34,900	0	0
C10		169,000円以上 225,000円未満	43,900	43,000	0	0
C11		225,000円以上 258,000円未満	47,500	46,500	0	0
C12		258,000円以上 301,000円未満	49,900	48,900	0	0
C13		301,000円以上 330,000円未満	52,200	51,100	0	0
C14		330,000円以上 361,000円未満	52,900	51,800	0	0
C15		361,000円以上 397,000円未満	53,400	52,300	0	0
C16		397,000円以上	55,000	53,900	0	0

備考

- 1 「満3歳以上児」とは、当該年度の4月初日の前日において満3歳以上の児童をいう。
- 2 「満3歳未満児」とは、当該年度の4月初日の前日において満3歳に達していない児童をいい、その児童が年度の途中で満3歳に達した場合においても当該年度に限り満3歳未満児とみなす。

★実費徴収★

保育料以外に通常必要となる日用品、文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用等が各園から実費徴収されますが、金額や内容は施設によって異なりますので、詳細は各施設に確認してください。

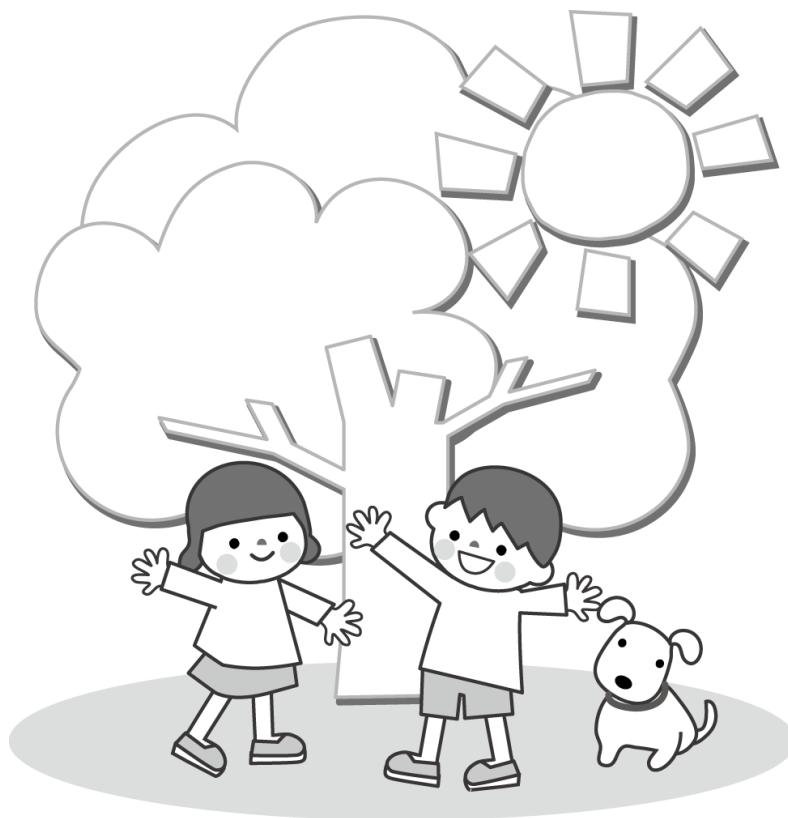
なお、食事提供費用のうち主食費及び副食費について、3歳未満児は保育料に含まれており、3歳以上児は実費徴収になります。

●副食費の免除

3歳児～5歳児のうち、下記に該当する方は副食費が免除になります（申請等は不要です。）。市民税所得割額の算出方法や参照年度は保育料と同様です。該当する方には、4～8月分の副食費については毎年3月頃に、9月～翌年3月分の副食費については毎年8月頃に副食費免除のお知らせを送付します。

《対象者》

- ・市民税所得割額が 57,700 円未満の方
- ・要保護者等（ひとり親、障害者と同居）で市民税所得割額が 77,101 円未満の方
- ・保育所等や幼稚園を利用しているお子様を上から数えて3人目以降の児童



教育施設へ入所する前の手続き等

教育施設とは、幼稚園等の小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設です。4ページの教育施設（幼稚園・認定こども園）が該当します。保護者の就労状況に関係なく、小学校就学前に集団生活に慣れさせたい、基礎教育を学ばせたい方が利用できます。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始し、幼稚園は新制度に移行した園と移行しない園に分かれました。提供されるサービスが大きく異なることはありませんが、移行した幼稚園と移行しない幼稚園では手続き方法等が異なりますのでご注意ください。

★利用できる教育施設★

●新制度に移行しない幼稚園（未移行幼稚園）

原則として、3歳～5歳のお子様を対象ですが、幼稚園により受け入れ年齢は異なります。幼稚園によっては、年度当初（4月）は2歳のお子様を年度途中で誕生日を迎えて3歳となったお子様を「満3歳児」として受け入れている場合や、3歳未満児への体験保育などを実施している幼稚園もあります。

●新制度に移行した幼稚園（新制度幼稚園）

対象となるお子様の年齢は満3歳児から5歳児となります。

●認定こども園（教育）

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。

0歳～5歳のお子様利用できますが、教育のみの利用の場合は満3歳からです。

保育を利用する場合は、申請方法などが異なりますので、詳しくは5ページ以降「保育施設へ入所する前の手続き等」をご覧ください。

★預かり保育★

通常の教育時間の前後に預かり保育を実施している園もあります。詳しくは、各園へ直接お問い合わせください。

★教育・保育給付認定、施設等利用給付認定★

未移行幼稚園や預かり保育を利用して利用料無償の適用を受けるためには、一定の要件を満たした上で、市から事前に施設等利用給付認定を受ける必要があります。また、新制度幼稚園や認定こども園を利用する方は、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定申請の受理後、原則３０日以内に支給認定証又は施設等利用給付認定決定通知書を交付します。ただし、４月入所受付時は認定事務が集中するため、支給認定証等の交付は３月中を予定しています。

●認定の種類

保育所や認定こども園、新制度幼稚園を利用する場合は、１～３号認定（教育・保育給付認定）となります。

未移行幼稚園を利用する人、認定こども園（現１号に認定）の利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用する人は、施設等利用給付を受けるために、新１～３号認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。

◆１～３号認定（教育・保育給付認定）

認定区分	対象者	保育を必要とする事由	対象サービス
１号	満３歳以上	なし	新制度幼稚園 認定こども園（教育利用）
２号	満３歳以上	あり	保育所 認定こども園（保育利用）など
３号	０～２歳		

◆新１～３号認定（施設等利用給付認定）

認定区分	対象者	保育を必要とする事由	対象サービス
新１号	満３～５歳児クラス	なし	未移行幼稚園
新２号	３～５歳児クラス	あり	●幼稚園 認定こども園（教育利用） ＋ 預かり保育 ●認可外保育施設など
新３号	０～２歳児クラスかつ 住民税非課税世帯 （満３歳児クラス）		

※認定区分の確認については、２６・２７ページをご覧ください。

●保育を必要とする事由

新2、3号認定を受けるためには、保育を必要とする事由に該当する必要があります。保育を必要とする事由は次のとおりです。

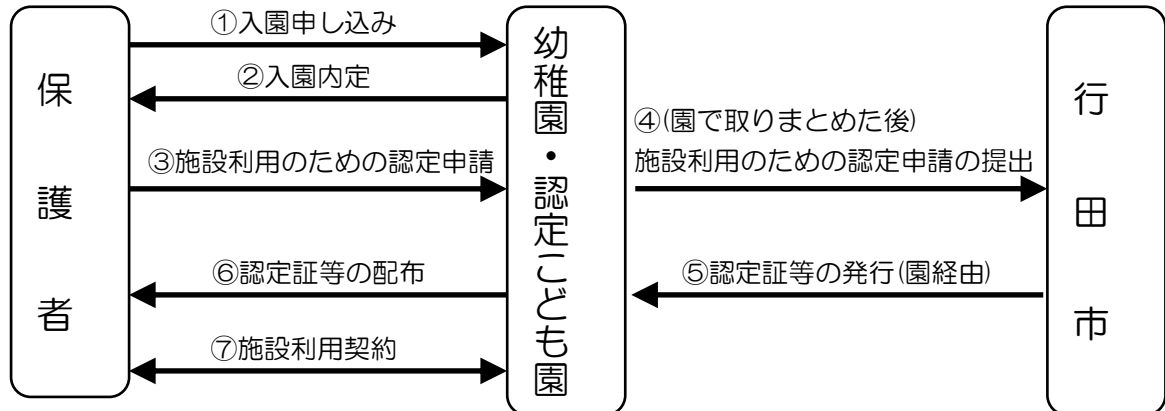
- ・就労（月64時間以上の就労が対象）
- ・妊娠・出産（出産前6週間、出産後8週間）
- ・保護者の疾病・障害
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・求職活動（施設の利用開始後、90日以内の就労が前提）
- ・就学
- ・育児休業取得中に、既に保育施設を利用しているお子様がおり、継続利用が必要であること
- ・災害復旧
- ・その他、上記以外で市町村が認める事由

★入所手続き★

●入所締め切り等

各幼稚園・認定こども園に確認してください。

●手続きの流れ



※入所時期や園によっては、⑥認定証等の配布が行田市から直接郵送する（園を経由しない）場合や⑦施設利用契約が事前になる場合があります。

教育施設へ入所した後の手続き等

★届出が必要な場合★

次のような時には、必ず子ども未来課へ届出をお願いします。届出内容によっては、無償化の適用（0～2歳児のみ）や副食費免除の可否が変更となる場合があります。また、施設独自の手続きが必要となる場合がありますので、各施設にもお問い合わせください。

- （１）幼稚園・認定こども園を退所するとき。
- （２）住所を変更したとき。（市内の転居、市外への転出）
- （３）保護者の婚姻や離婚、祖父母と同居や別居など、家族構成が変わったとき。
- （４）市民税額が変更になったとき。
- （５）その他、入所に関する条件が変更となったとき。

※手続きに必要な書類

- ・申請者のマイナンバーカード 又は
申請者のマイナンバー通知カード及び提出者の身元確認書類（運転免許証、旅券等で写真つきのもの）
- ・その他（変更内容によって持参いただく書類が異なるため、転居や勤務先変更以外の変更内容の場合は、あらかじめ子ども未来課へお問い合わせください。）

★保育料★

幼児教育・保育無償化が開始され、基本的な利用者負担額は無償（未移行幼稚園は月額上限額あり）になりました。無償化の適用を受けるためには、市から認定を受ける必要があります（19ページ参照）。

なお、預かり保育の実施時間等が少ない（教育時間を含む平日8時間、年間200日に満たない）施設を利用している場合、預かり保育の他、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります（預かり保育の上限額から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）。対象施設は、利用している施設に直接確認するか行田市子ども未来課で確認してください。

●未移行幼稚園の場合（②③は新2・新3号の認定が必要）

- ①満3歳～5歳児：保育料・入園料（入園料は入園初年度に限り、月額に換算します）が月額28,000円まで無償
- ②保育を必要とする満3歳の市民税非課税世帯：預かり保育料が月17,700円または490円×月利用日数のどちらか少ない額まで無償
- ③保育を必要とする3歳～5歳児：預かり保育料が月12,300円または490円×月利用日数のどちらか少ない額まで無償

●新制度に移行した幼稚園・認定こども園の場合(②③は新2・新3号の認定が必要)

- ①満3歳～5歳児：無償
- ②保育を必要とする満3歳の市民税非課税世帯：預かり保育料が月 17,700 円または 490 円×月利用日数のどちらか少ない額まで無償
- ③保育を必要とする3歳～5歳児：預かり保育料が月 12,300 円または 490 円×月利用日数のどちらか少ない額まで無償

★実費徴収★

保育料以外に通常必要となる日用品、文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用等が各園から実費徴収されますが、金額や内容は施設によって異なりますので、詳細は各施設に確認してください。

★副食費の補助・免除★

満3歳～5歳児のうち、下記に該当する方は副食費が補助・免除されます（主食費は全児童から徴収します。）。なお、施設によって補助・免除の方法が異なります。

《対象者》

- ・市民税所得割額が77,101円未満の方
- ・小学校3年修了前のお子様を上から数えて3人目以降の児童

●未移行幼稚園の場合

未移行幼稚園は月 5,100 円まで『補助』になり、補助を受けるには申請が必要になります。4～8 月については、前年度対象だった方と新入園児、9～3 月については在園児（行田市在住）に園を通して補足給付費交付申請書を配布します。

●新制度に移行した幼稚園・認定こども園の場合

新制度に移行した幼稚園・認定こども園は『免除』になり、申請は必要ありません。該当する方には副食費免除のお知らせを送付します。なお、市民税所得割額の算出方法や参照年度は保育施設の保育料と同様です（13・14ページ参照）。該当する方には、4～8月分の副食費については毎年3月頃に、9月～翌年3月分の副食費については毎年8月頃に副食費免除のお知らせを送付します。

その他

★子育て支援サービス★

●一時保育（一時預かり）事業

保護者の仕事の都合や急な冠婚葬祭などにより、一時的にお子様の保育ができない場合や、保護者の傷病、入院等により緊急に保育が必要な場合に利用できます。

施設名	和光保育園
住所	行田市佐間3-20-3
電話番号	048-556-2503
保育時間等	月曜日～金曜日（9:00～16:00）
利用料金	自己負担有り

施設名	あゆみ保育園
住所	行田市棚田町1-50-1
電話番号	048-553-5277
保育時間等	月曜日～金曜日（7:30～20:00）
利用料金	自己負担有り

※利用に際しての詳細は直接施設にお問い合わせください。

●認可外保育施設

児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設ですが、保育を行うための職員配置基準、保育室の構造設備等の指導監査基準は満たしています。

利用できる家庭の制限はありません。利用料は、施設と利用者の契約によって決まります。

お子様が施設等利用給付認定を受ける場合、または一定の条件を満たす場合は保育料の補助を受けられる場合がありますので、子ども未来課までお問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
保育所はっぴータイム	行田市吉里山町28-7	048-594-7776

※利用に際しての詳細は直接施設にお問い合わせください。

●保育コンシェルジュ

保育コンシェルジュとは、保育サービスに関する相談員です。保護者の相談を受けながら、それぞれのご家庭のニーズに合った保育サービスの情報提供や、入所手続きの相談などを行います。

子ども未来課に1名配置しており、子ども未来課窓口または電話でご相談をお受けします。窓口でご相談の際は、事前に子ども未来課までご連絡ください。

＜相談時間＞

月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

＜相談例＞

保育園と幼稚園の違いは？ 育児休業中だけど、いつから保育園を申し込めるの？

●病児・病後児保育事業

小学校6年生までのお子様で、病気の「回復期」又は「回復期に至らない場合」であって、保護者の就労等により家庭における育児が困難な場合に、医療機関に付設された専用スペースで一時的にお預かりします。

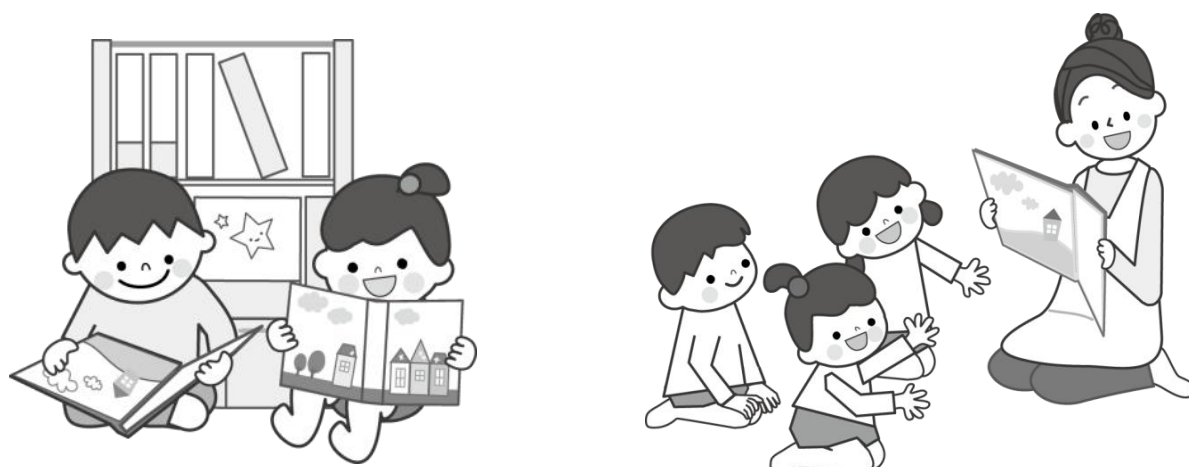
実施施設等の詳細は子ども未来課までお問い合わせください。

施設名	行田中央総合病院 病児保育室スマイルキッズ
住所	行田市富士見町2丁目16-5 大沢コーポ201（1階右側）
電話番号	070-6424-9023
対象児童	次の要件を全て満たすお子様 ・市内に住所のある小学校6年生までの児童 ・傷病または傷病の回復期にある児童 ・保護者の勤務の都合、疾病、事故、出産、冠婚葬祭などにより家庭での保育が困難な児童 ・安静の確保に配慮する必要があると、 <u>医師が認めた児童</u>
保育時間等	月曜日～金曜日（8:00～18:00）
利用料金	2,000円（市町村民税非課税世帯は無料）

●ファミリー・サポート・センター

育児の援助をしてくれる方と育児の援助をうけたい方を会員として、会員間による育児の相互援助活動を支援します。無償化の対象になるのは、『児童の預かり』に関するのみです。

利用方法等の詳細は社会福祉協議会（048-550-7620）または子ども未来課までお問い合わせください。



★施設等利用給付認定★（非課税世帯の0～2歳児または3～5歳児）

0～2歳児の非課税世帯または3～5歳児については、保育を必要とする事由に該当する場合、子どものための施設等（一時預かり保育、病児保育やファミリー・サポート・センター（預かりのみ））の利用料が無償になります。無償化の適用を受けるためには、事前に市から施設等利用給付認定を受ける必要があります。なお、認定を受けない場合でも有料で施設を利用できます。

●支給認定の種類

- ・施設等利用給付第2号認定（新2号）：満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって保育を必要とする事由に該当するもの
- ・施設等利用給付第3号認定（新3号）：満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって保育を必要とする事由に該当するもののうち、市町村民税非課税世帯であるもの

※認定区分の確認については、26・27ページをご覧ください。

●保育を必要とする事由

新2、3号認定を受けるために必要な保育を必要とする事由は次のとおりです。

- ・就労（月64時間以上の就労が対象）
- ・妊娠・出産（出産前6週間、出産後8週間）
- ・保護者の疾病・障害
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・求職活動（施設の利用開始後、3ヵ月以内の就労が前提）
- ・就学
- ・育児休業取得中に、既に施設を利用しているお子様がおり、継続利用が必要であること
- ・災害復旧
- ・その他、上記以外で市町村が認める事由

★無償化の範囲★（非課税世帯の0～2歳児または3～5歳児）

新2号認定：月額40,300円を上限に無償

新3号認定：月額45,700円を上限に無償

※償還払いになりますので、利用時に利用料を支払っていただいた後、所定の手続きをしていただくことで、無償化対象額が保護者へ支払われます。

※無償化の対象となるのは市の確認を受けている施設になります。23ページの施設以外の場合は、市の確認を受けているかを所在地の市町村にお問い合わせください。

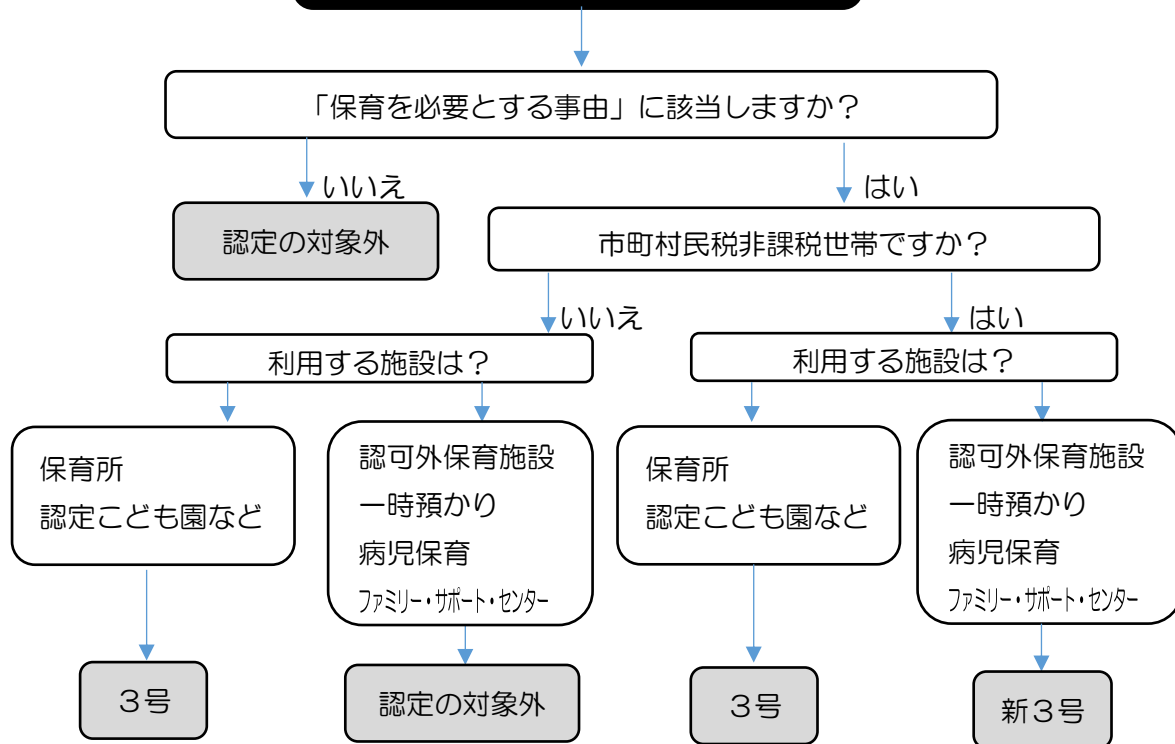
※保育施設（2・3号）や預かり保育の実施基準を満たす教育施設（1号、新1～3号）に入所している方は、子育て支援サービスの無償化の対象になりません。

認定区分の確認について

施設を利用するときのお子さんの年齢で見ましょう

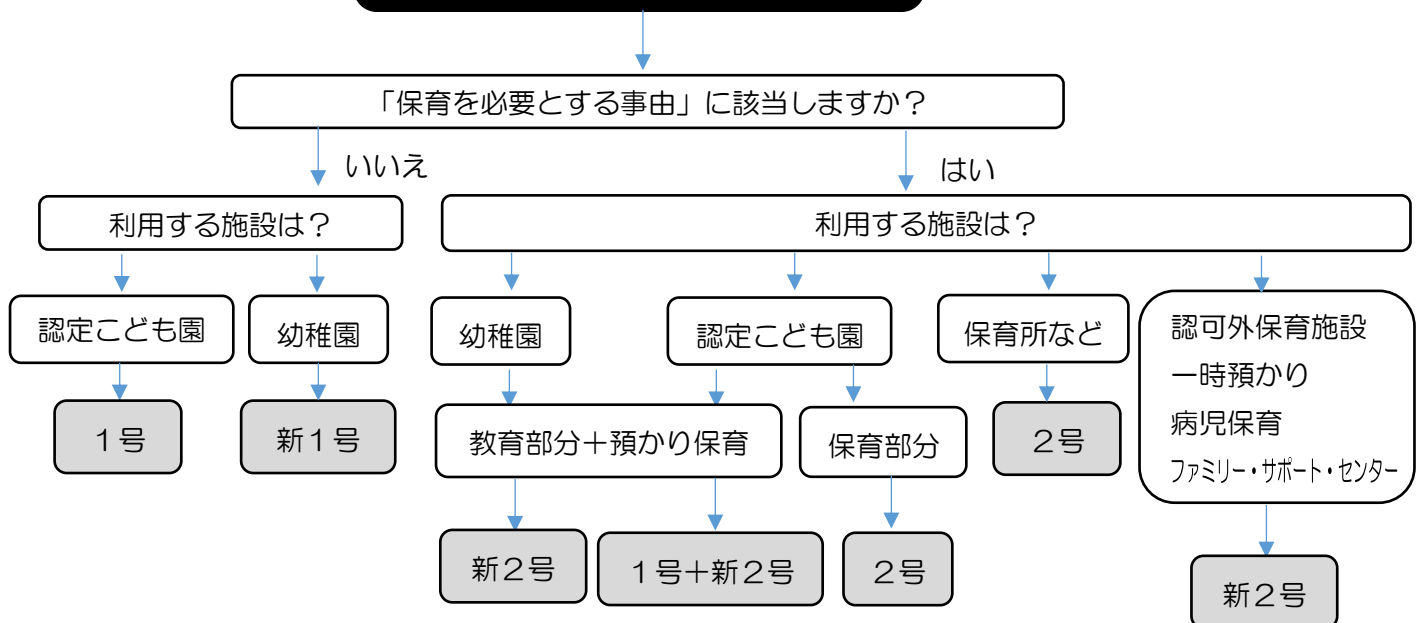
0～2歳児クラス

※出生から3歳になって最初の3月31日まで



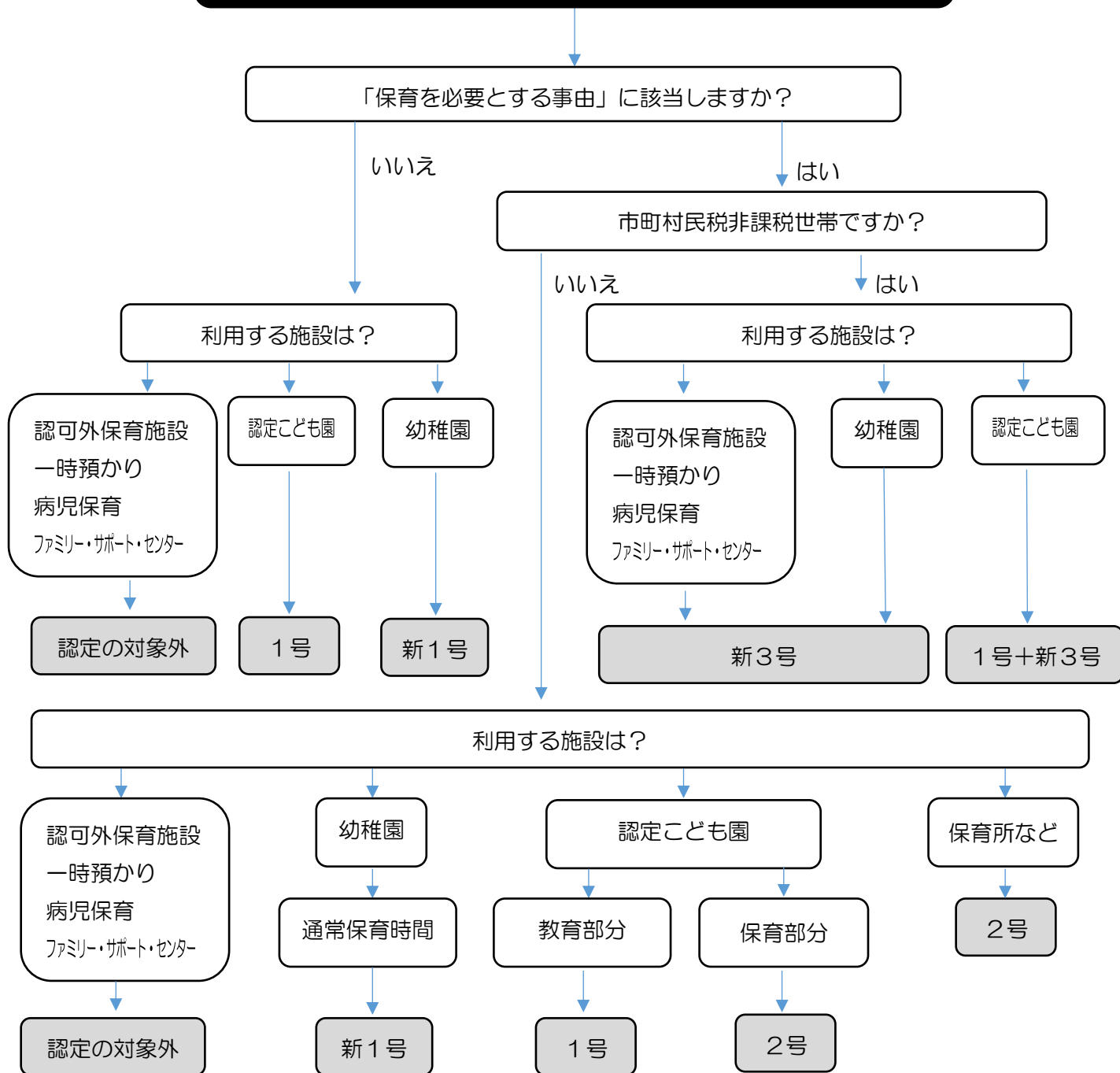
3～5歳児クラス

※3歳で迎える4月1日～小学校入学前まで



満3歳クラス

※3歳の誕生日～最初の3月31日まで（年度途中から施設利用する人）



●2号・新2号に該当する方でも、保護者の希望により1号・新1号での申し込みも可能です。

●2号・3号の方の利用時間は、「保育を必要とする事由」、通勤・通学時間等を考慮し、決定します。

保育所等利用申込に関する確認事項(保護者控)

「令和9年度 保育所等入所のしおり」及び以下の確認事項をよく読み、別添申請書に添付されている「保育所等利用申込に関する確認表」の確認欄にチェックをしてください。ご不明な点は市職員との面談時に必ず聞いて確認してください。

確 認 項 目	
1	申込前に、保護者とお子様で施設見学をお願いしています。原則として、施設見学がお済みでなければ入所確定はできませんので、必ず事前に見学してください。
2	施設見学時は、次の点を施設に確認してください。施設の状態によっては、お子様の受入れができない場合があります。 ・保育時間(開所時間、閉所日)、保育内容、保育料以外にかかる費用 ・お子様の発育や病気・障害等の状況、食物アレルギーの対応 ・その他不明な点等
3	入所決定後、事前に上記2の事項を確認しておらず、施設で対応できないことが判明した場合、仮に入所が決定していたとしても入所ができなくなる場合があります。
4	ご家庭や就労状況等を総合的に判断し、保育の必要性が高い方から順に入所を決定していますので、ご希望に添えない場合があります。
5	原則、入所決定後の施設入所の辞退又は転園はできません。希望保育施設は、入所のご意思があるものとして扱いますので、よくお考えになってお決めください。また、施設の入所斡旋は行いません。
6	入所決定後、入所せずに辞退する場合(保護者都合による場合のみ)は、次回の入所調整時には、入所の優先度を低くしたうえで選考を行います。
7	入所後、別の保育施設への転園を希望する際は、退所届及び新規の入所申請が必要となります。転園希望の施設に決定できなかった場合、現在通園している施設に再入所(継続)できない場合もあります。転園を希望する場合、必ず子ども未来課と相談してください。
8	きょうだいで申込みをされる場合、支給認定申請書(兼入所申込書)裏面にある「保育所等入所申請にあたっての確認事項 ③きょうだいで入所を希望する場合」に必要な事項を記入してください。記入がなかった場合は、「同時に同一保育所への入所のみを希望する」ものとして扱います。
9	育児休業中の場合、入所月の翌月10日までに職場復帰することが必要です(例えば、4月1日入所の場合、5月10日までに復帰)。また、「就労証明書」に復職年月日(予定含む)や入所内定時育休短縮可否について記入があるか確認してください。 入所(予定を含む)月の翌月10日までの復職出来ない新たな事由が生じた場合、すみやかに子ども未来課へお申し出ください。万が一、すみやかにお申し出がなかった場合、新たな事由による認定期間終了後、保育施設を退所していただきます。
10	求職を理由に入所を希望する場合、入所後90日(3ヶ月)以内に月64時間以上の就労を行う必要があります。入所月の翌々月の10日までに就労証明書の提出のない場合や求職活動を行っていないことが明らかな場合は、支給認定の取消し及び退所となります。
11	65歳未満の祖父母等と同居している場合(世帯や家屋は別でも、同一住所に居住している場合は同居とみなす)は、当該祖父母の保育を必要とする事由の証明を提出してください。提出がない場合は、入所の優先度が低くなります。
12	就労証明書の内容を勤務先に確認する場合があります。
13	申請書類の有効期限は、入所を希望する年度の末日となります。入所が保留となり、翌年度も入所を希望する場合は、改めて申請が必要となります。
14	入所後、教育・保育給付認定に変更が生じる場合には、必ず子ども未来課に申請してください。
15	入所当初は、短い保育時間からスタートして少しずつ長い保育時間に慣らしていく「慣らし保育」を行います。慣らし保育の時間や期間は、お子様の体調、保育の状況及び保育施設によって異なります。
16	下の子の育児休業中に既に保育施設を利用している上のお子様がいる、継続して保育施設を利用される場合、育児休業中の保育の利用可能時間は一律「短時間」となります。
17	利用者負担額(保育料)は、父母の市区町村民税所得割額を基に決定します。父母が非課税でも、祖父母等と同居している場合(世帯分離している場合も含む)には、その祖父母等の税額を基に決定いたします。
18	地域型保育事業所に入所する場合は、原則3歳児以降は連携施設への入所となります。連携施設以外の保育施設を希望する場合は、再申請が必要です。

保育園の見学のときに確認していただきたいこと

○保育方針などを確認してください

- ・行 事：保護者に参加してもらう行事もあります（事前準備がある場合もあります）。
- ・閉所日：日曜日、祝日、年末年始など、お預かりができない日があります。
- ・保育時間：預かり時間や延長保育制度が保育園によって違います。
- ・慣らし保育：慣らし保育期間の預かり時間や、かかる期間が保育園によって違います。
- ・給食提供日：園によって、行事など給食の提供がない日があります。
- ・緊急時の対応：保育中に体調不良やけががあった場合の対応方法について確認してください。

○保育料以外の費用を確認してください

- ・実費負担分：文房具、食材料費、教材費、制服など
- ・その他の費用：延長保育料、保護者会費など



○お子様の健康状況をお伝えください

※入所が決まった後にわかった、対応できないことがあります。

・アレルギー

食物アレルギーの場合は、除去食、代替食など相談してください。

（お弁当の持参をお願いする場合があります）

また、エピペン®の対応や動物アレルギー、日常生活で気をつけることなどがありましたら、相談してください。

・発育、発達

お子様の発育や発達の心配がある場合は、相談してください。

・障がい、病気、既往歴

お部屋のレイアウト変更や保育士の配置を検討する場合があるので、相談してください。

今までにかかった病気などで経過観察中の場合も、相談してください。

○心配なこと、気になることをお伝えください

ご家庭での生活と集団生活には、違いがあります。宗教上のきまりやお子様の特性など、特別な対応が必要な場合や心配なことがある場合は、相談してください。

○入所のときに用意するものを確認してください

お昼寝用の布団や消耗品など、事前に用意してもらうものがあります。

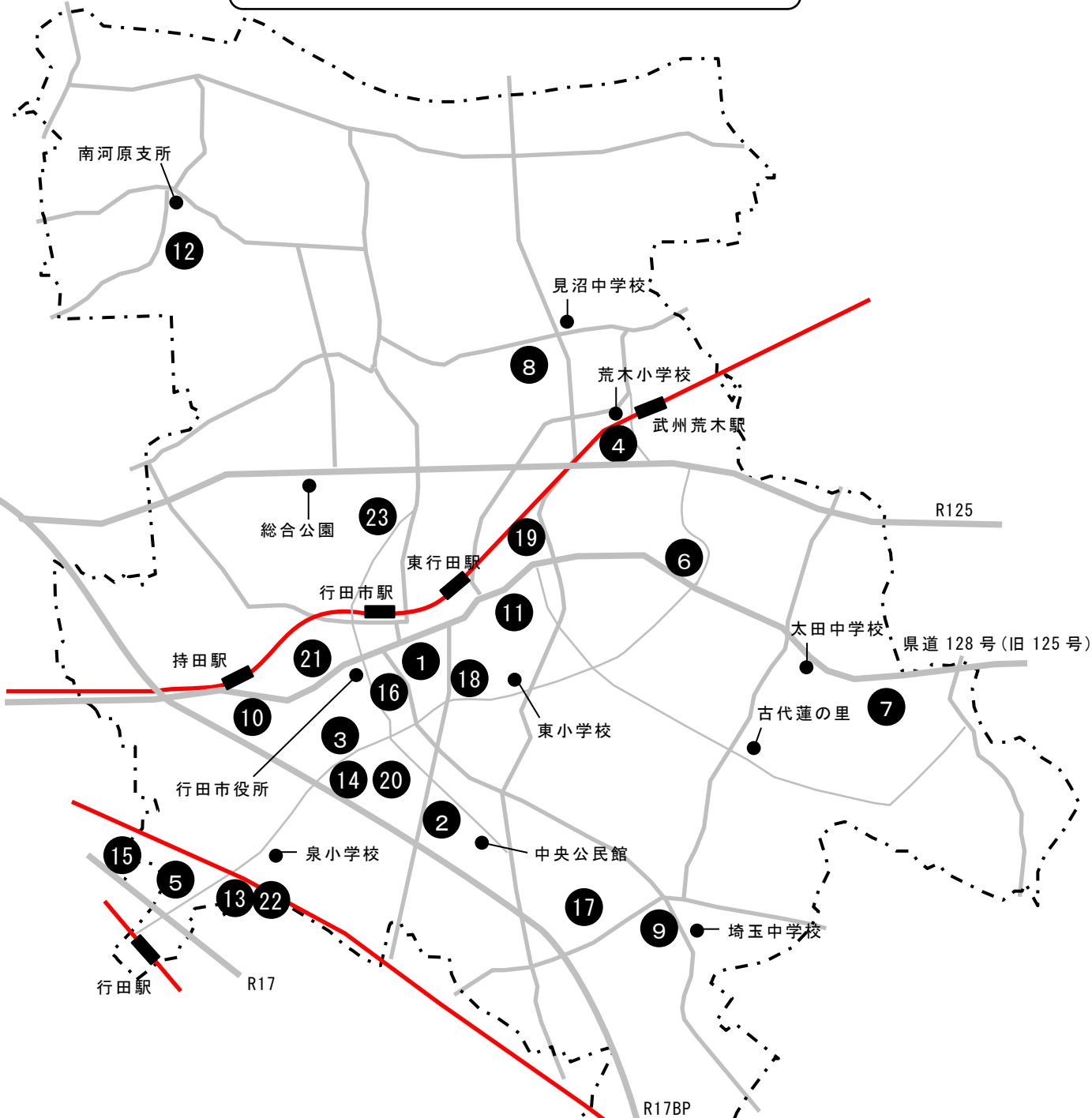
また、保育園で購入する場合もあるので、購入する物、金額を確認しましょう。

★保育園によっては、見学ができない日もあるので、まずは保育園に電話をして見学日を調整してください。

★以前見学をした場合でも、もう一度見学したほうがいいか確認してください。

★ここに書いていないことでも、気になることは相談してみてください。

保育施設・教育施設 位置図



- | | | |
|----------------|--------------|-----------|
| ① 若葉保育園 | ⑪ 長野保育園 | ⑳ ホザナ幼稚園 |
| ② 和光保育園 | ⑫ 南河原保育園 | ㉑ まったけ幼稚園 |
| ③ 白鳩保育園 | ⑬ たけのこ保育室 | ㉒ やごうこども園 |
| ④ ホザナ保育園 | ⑭ 長澤家庭保育室 | |
| ⑤ 太井保育園 | ⑮ あゆみ保育園 | |
| ⑥ 小羊チャイルド・センター | ⑯ こどものみらい保育園 | |
| ⑦ 太田保育園 | ㉓ やなぎ幼稚園 | |
| ⑧ 行田こども園 | ㉔ 老本幼稚園 | |
| ⑨ 埼玉保育園 | ㉕ 行田幼稚園 | |
| ⑩ 持田保育園 | ㉖ 富士見ヶ丘幼稚園 | |



このしおりは
令和8年9月時点のものです。



行田市役所 健康福祉部 子ども未来課 子ども・子育て担当
〒361-8601 行田市本丸2-5
TEL:048-556-1111 内線 257・263